相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市鳴和一丁目三五七番地、最後の住所滋賀県守山市水保町一四一九番地一五　被相続人　亡　石川　澄夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十二日

事務所滋賀県大津市末広町七番一号大津パークビル二階松本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　松本　則夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区壬生坊城町四八番地の三、最後の住所京都市中京区壬生坊城町四八番地の三壬生坊城第二市街地住宅三棟二一三号　被相続人　亡　岡本　忠雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十二日

京都市中京区丸太町通堺町西入ル鍵屋町六六佐竹ビル四Ｆ五号　相続財産管理人　司法書士　宮西　徳明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市飾磨区都倉一丁目五〇三番地三、最後の住所兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中一丁目二五七番地　被相続人　亡　樽本　正幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十二日

兵庫県姫路市三左衛門堀西の町一三三番地　相続財産管理人　弁護士　中野　二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区倉石通一丁目一一番地、最後の住所神戸市灘区倉石通一丁目一番二号　被相続人　亡　岡松　時哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十二日

神戸市中央区海岸通八番地　神港ビル七階　神戸海都法律事務所　相続財産管理人　弁護士　向山　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県大竹市本町二丁目二六九六番地、最後の住所広島市南区東雲二丁目一三番一二―五一三号　被相続人　亡　山口　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十二日

事務所広島市中区上幟町一番一四号　ＳＴクレストビル二〇一号　相続財産管理人　弁護士　鵜野　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山陽小野田市旭町一丁目一八二一番地の一、最後の住所山口県宇部市新天町二丁目六番三号　被相続人　亡　佐々木和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十二日

山口県山陽小野田市赤崎三丁目七番二号　相続財産管理人　西村　伸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県安芸市本町三丁目一五八二番地、最後の住所高知県安芸市宝永町三番三三号　県立芸陽病院　被相続人　亡　尾﨑　清美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十二日

事務所高知県安芸市矢ノ丸二丁目一〇番二三号　相続財産管理人　本田　修二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県土佐市宇佐町宇佐一一八四番地、最後の住所高知県土佐市宇佐町宇佐一一八二番地の一　被相続人　亡　瀧川由美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十二日

事務所高知県土佐市高岡町乙一四六番地五　相続財産管理人　司法書士　細川　博義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県球磨郡錦町大字西三四四二番地一、最後の住所熊本県球磨郡錦町大字西三一七番地一　被相続人　亡　一岡　政春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十二日

熊本市南区島町一丁目三番一八号　相続財産管理人　吉永　泉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名市高瀬一〇二番地、最後の住所熊本県玉名市伊倉北方二二五〇番地　被相続人　亡　赤星　國夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出ください。

平成二十四年六月十二日

東京都中央区銀座三丁目九番一一号　株式会社紙パルプ会館　代表取締社長　関口　裕

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　株式の種類及び数　株主の番号

大極東パルプ株式会社　大阪府大阪市東区北浜三―一三　普通株式一〇〇株　六十三番

住本昇三郎　東京都港区元麻布一―五―一六　普通株式一〇〇株　七十二番

平成二十四年六月十二日

事務所熊本県玉名市河崎九七四番地一　相続財産管理人　松﨑　健次

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　テンプスタッフ福岡株式会社　テンプスタッフ福岡株式会社北九州支店　北九州市小倉北区鍛冶町一丁目一番一号　北九州東洋ビル六階（旧住所北九州市小倉北区鍛冶町一丁目一番一号　北九州東洋ビル七階）

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年六月十二日

福岡市中央区渡辺通五丁目二三番八号サンライトビル　テンプスタッフ福岡株式会社　代表取締役社長　遠山　哲也